

## はじめに

2008年1月、大学の卒業を2ヶ月後に控えていた頃、図書館で1つの新聞記事に出会った。

「日本では冷たい社会だと思われているアメリカは、実は日本よりもっと温かい。—中略—日本人が市場での競争を恐れるのは、そんな日本社会の冷たさゆえではないか」。

これは、当時のハーバード大学政治学部准教授のマルガリータ・エステベス・アベ氏が朝日新聞に寄稿した「市場化の先に 個人尊重の旗を掲げよ」という論考の一説である。アベ氏の指摘は、競争社会と思われがちなアメリカ社会には、市場とともに大きな非営利部門が共存しており、それが社会維持機能を果たす上で極めて重要な役割を担っているというものであった。

私が大学生生活を過ごしていた頃の日本の政権は小泉内閣であり、経済財政諮問会議を中心に経済改革が推し進められ、「市場化」、「競争原理」、「規制改革」といったキーワードがマスメディアでも連日取り上げられていた。大学や教育セクターもその例外ではなく、「高等教育の市場化」という流れが強調されていた時代だったように思う。そんな時期に読んだアベ氏の論考は、大学生の私にとっては印象深いものがあり、市場メカニズムの役割が強調される米国の教育システムの社会規定条件をいまいちど捉え直してみたい、そんな思いにかられたのである。

大学院に進学し、研究を続ける中で私の関心を強く惹きつけたのが米国の教育研究活動を支える「寄付」という現象であった。なぜ、米国の高等教育システムにおいては寄付が大きな役割を果たしているのか。そもそも、米国において大学への寄付は歴史的に一貫して現在の寄付水準を保ってきたのか。

過去の文献資料に当たりだして気がついたことは、その変数が時代によって特異な動きを示していることであった。つまり、寄付は、決して一定の水準で推移しているわけではなかったのである。では、特定の時期に寄付が拡大しているのだとすれば、その要因は何であるのか。その要因を追い求める過程で判ったことは、大学への寄付の拡大には連邦政府の政策的関与が深く起因していることであった。では、それを促す政府の政策は、米国においてどのように社会的に認知され変遷してきたのか。本書は、そのような一つ一つの疑問から出発し、歴史資料や統計資料を自らの足で収集し、これを分析し、2014年4月に東京大学大学院教育学研究科に提出した博士論文『米国の高等教育における個人寄付の拡大に関する研究』である。この度、上梓するにあたって内容を更に緻密にするために必要に応じて加筆を施した。

この研究に取り組むにあたって重視したことが2つある。1つは、従来から指摘されるキリスト教の宗教的伝統に基づく米国の「寄付文化」という言葉をいったん脇に置き、社会科学の視点から高等教育と個人寄付の問題を検証することである。無論、寄付というものは、その国の文化的背景の上に根ざすことは認めざるを得ず、そのことをなんら否定するものではない。しかし、ひと口に「寄付文化」という言葉が強調され過ぎることで、それ以外の要素、すなわち、大学機関の努力や当該国の制度的枠組みの特徴やそのインパクトが覆い隠されてしまうのであって、それが却って米国の高等教育の寄付の実態を見えなくさせてしまっている。

いまひとつは、米国の高等教育と寄付の問題を大きな「時間軸」の中で捉えようとした点である。本書は、米国高等教育機関における最新の寄付募集のノウハウなどを紹介することを目的とするものではない。もちろん、米国の洗練された寄付募集活動などは、日本の大学関係者も学ぶべきことは多く、既に様々な情報誌等がそのような貴重な情報を提供してくれている。むしろ、本書で重視したのは、米国高等教育が巨額の寄付を集めるに至った歴史的変遷を解き明かすことである。本書で示すように、米国の高等教育は、現在の高い水準の寄付を一貫して維持して来たわけではなく、1980年代から1990年代に個人寄付を拡大させた事例として捉える必要がある。この拡大が一体

何によってもたらされたのか、それを描くことが本書の主題である。

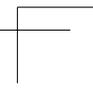
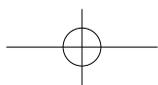
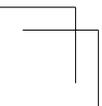
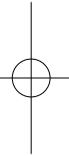
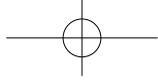
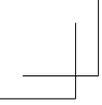
結論を少し先取りして言ってしまうと、この高等教育への個人寄付拡大の背景には1980年代から1990年代の資本市場の拡大とともに、好景気時に資本市場で拡大した株式などの資産を寄付へと誘導する「評価性資産に対する寄付控除制度」が複合的に機能しており、政策が重要な働きをしている。これは、現金のみならず、株式をはじめとする評価性資産の寄付が米国高等教育において重要な役割を果たしていることを示唆するものである。

この研究成果は、思いがけず行政当局から関心を持たれることとなった。2014年頃から政策担当者が集う勉強会などで情報提供をさせて頂くことになり、2016年12月には内閣府総合科学技術・イノベーション会議から注目して頂き、内閣府のワーキンググループで評価性資産寄付の重要性など本研究成果の一部をお話しさせて頂く機会を得た。その後、2017年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017：人材への投資を通じた生産性向上」、所謂「骨太の方針」には「国立大学に対する評価性資産の寄附の促進策の検討」という文言が入り、現在、その促進策に向けた準備が進んでいると聞く。2008年に研究を開始した当初、「評価性資産の寄付」という言葉は、我が国において一部の専門家の間でしか用いられていなかった言葉であるが、それが政策文書に盛り込まれたことには特別な感慨を覚える。

本書を通じ、米国の高等教育における寄付に対する理解が一步深まり、日本の高等教育発展の一助になれば、幸いである。

2017年11月

福井 文威



## 目次／米国高等教育の拡大する個人寄付

はじめに…………… i**序 論**…………… **3**

第1節 研究の背景と問題認識……………	3
第1項 我が国の高等教育研究と寄付……………	3
第2項 寄付に対する大学経営・政策上の期待と研究の進展……………	6
第3項 米国の高等教育という事例……………	8
第2節 研究の目的と方法……………	12
第1項 本研究の目的……………	12
第2項 研究課題……………	12
第3項 研究方法と使用するデータ……………	16
第3節 本書の構成……………	17

**第1章 先行研究のレビュー**…………… **21**

第1節 米国の高等教育に対する寄付の研究系譜……………	22
第1項 1980年代以降の研究の拡大……………	22
第2項 研究系譜……………	24
第2節 寄付の規定要因に関する研究サーベイ……………	26
第1項 研究タイプの整理……………	26
第2項 高等教育機関レベルの寄付収入を分析対象とした実証研究……………	27
(1) 環境要因	
(2) 機関要因	
第3項 個人レベルの寄付行動を分析対象とした実証研究……………	36
(1) 資質要因	
(2) 誘発要因	
第3節 小括……………	45

## 第2章 米国の高等教育における個人寄付の概要 50

第1節 米国の高等教育財政の枠組み	50
第1項 米国の高等教育における資金・資産の流れ	50
第2項 米国の高等教育機関の収入構造	52
第2節 1970年代から90年代の米国の高等教育財政と寄付	54
第1項 1970年代から90年代の高等教育財政	55
第2項 高等教育セクターへの寄付総額の推移	58
第3節 米国の高等教育における個人寄付の拡大	59
第1項 寄付総額の拡大に対する個人寄付の寄与	60
第2項 他の非営利団体との比較	63
第4節 小括	64

## 第3章 米国の高等教育と連邦寄付税制の変遷 67

第1節 連邦寄付税制の構造と高等教育機関の位置づけ	68
第1項 連邦所得税の構造と慈善寄付控除制度	69
(1) 連邦所得税における慈善寄付控除	
(2) 代替ミニマム税	
第2項 慈善寄付控除制度が適用可能な団体	73
(1) 連邦税法における高等教育機関の位置づけ	
(2) 「パブリック・チャリティ」と「民間財団」	
第3項 高等教育への寄付に対する税制優遇措置の内容	76
第2節 1960年代後半から70年代の米国の高等教育と連邦寄付税制	79
第1項 寄付に対する期待の高まり	82
(1) 質向上を実現するための財源	
(2) 財政危機に対応していくための財源	
第2項 連邦寄付税制に対する批判と1969年税制改革法	96
(1) 1960年代までの慈善寄付控除	
(2) 1969年の税制改革における主な変更	
(3) 慈善寄付控除に対する社会的批判	
第3項 高等教育関係者の1970年代の声明	102
(1) 財政危機における寄付の重要性	

(2) 自律的・多元的な高等教育システムの確立	
(3) 税の公平性に対する反論	
第4項 ファイラー委員会の報告書……………	114
(1) ファイラー委員会の慈善寄付控除に対する提言内容	
(2) 高所得者層の寄付の受け手である高等教育部門	
第3節 1980年代から90年代の米国の高等教育と連邦寄付税制 ……	120
第1項 レーガン政権の税制改革……………	122
(1) 1981年経済再生法	
(1) 第2期レーガン政権による税制改革	
第2項 公聴会における高等教育関係者の証言と1986年税制改革の帰結 …	129
(1) 大学の教育研究の質に影響を及ぼす評価性資産寄付	
(2) 定額控除選択者への慈善寄付控除制度が高等教育に与える影響	
(3) 税制改革全体の方針に対する高等教育関係者の意見	
(4) 1986年税制改革法による評価性資産寄付控除制度の制限	
第3項 1986年税制改革が高等教育に与えた影響とその後の政策転換 ……	138
(1) 1990年包括予算調整法による一部制限の解除	
(2) 高等教育関係者の動きと1992年歳入法の帰結	
(3) クリントン政権の誕生と評価性資産寄付控除制度の再修正	
第4節 小括……………	163

## 第4章 米国の高等教育における個人寄付の時系列分析 178

第1節 経済状況と連邦寄付税制が高等教育に対する個人寄付に 与える影響……………	178
第1項 経済状況と連邦寄付税制の影響に着目した先行研究 ……	179
第2項 課題設定……………	182
第2節 連邦寄付税制が個人寄付に影響をもたらすメカニズム……………	182
第1項 寄付の租税価格という概念……………	182
(1) 現金を寄付した場合の税制優遇措置	
(2) 評価性資産を寄付した場合の税制優遇措置	
第2項 仮説……………	185
第3節 分析に用いるデータ……………	186
第1項 使用する変数……………	186

第2項	単位根の検定	188
第3項	推計モデル	192
第4節	分析結果と考察	193
第1項	記述統計と相関係数	193
第2項	時系列分析の結果	195
第5節	小括	197

## 第5章 米国の高等教育における個人寄付のパネル分析 201

第1節	時系列分析の課題	201
第1項	機関要因を考慮した分析の必要性	201
第2項	高等教育機関類型別分析の必要性	202
第3項	政策要因・経済要因・機関要因を考慮した先行研究	203
第2節	分析に用いるデータ	208
第1項	パネルデータセットの構築	209
第2項	母集団とサンプル数の関係	209
第3項	使用する変数	211
	(1) 高等教育機関別の個人寄付額	
	(2) 機関要因	
	(3) 経済要因	
	(4) 政策要因	
第4項	多重共線性の問題	221
第3節	パネル分析の方法	223
第1項	分析モデル	223
	(1) プーリング回帰モデル	
	(2) 固定効果モデル	
	(3) 変量効果モデル	
	(4) 検定方法とその結果	
第2項	攪乱項に関する前提	227
	(1) 攪乱項の自己相関の検定	
	(2) 分散不均一性の検定	
	(3) 検定方法とその結果	
第4節	パネル分析の結果と考察	229

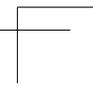
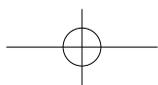
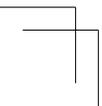
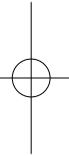
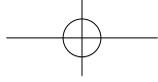
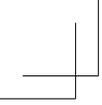
第1項	私立大学に関する分析結果	229
(1)	私立博士研究型大学	
(2)	私立修士型大学	
(3)	私立学士型大学	
第2項	州立大学に関する分析結果	237
(1)	州立博士研究型大学	
第3項	全大学をサンプルとした分析結果	240
第5節	小括	242

## **第6章 結 論** **247**

---

第1節	結 論	247
第2節	本研究の課題	253

文献目録	257
あとがき	275
索引	279



米国高等教育の拡大する個人寄付

## 著者紹介

福井 文威(ふくい ふみたけ)

1985年、神奈川県生まれ。慶應義塾大学総合政策学部卒業。東京大学大学院教育学研究科博士課程修了。博士(教育学)。日本学術振興会特別研究員、政策研究大学院大学ポストドクトラルフェローを経て、現在、政策研究大学院大学助教授。その他、日本高等教育学会国際委員会委員、大学IR総研研究員などをつとめる。

## 米国高等教育の拡大する個人寄付

2018年1月10日 初版第1刷発行

[検印省略]

\*定価はカバーに表示してあります。

著者©福井文威 発行者 下田勝司

印刷・製本／中央精版印刷株式会社

東京都文京区向丘1-20-6 郵便振替00110-6-37828

〒113-0023 TEL 03-3818-5521(代) FAX 03-3818-5514

発行所  
株式会社 **東信堂**

Published by TOSHINDO PUBLISHING CO., LTD.

1-20-6, Mukougaoka, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0023, Japan

E-Mail : tk203444@fsinet.or.jp <http://www.toshindo-pub.com>

ISBN978-4-7989-1472-5 C3036 ©Fumitake Fukui